

令和7年度進行管理 戦略点検シート

◎基本政策 1 子どもたちに輝く未来をつなぐ

主要課題	No. 13	総合的な相談・支援体制の強化と子どもの権利擁護
-------------	--------	--------------------------------

● 4年後の目指す姿・計画期間の方向性 ● 主要課題の戦略シートで設定している「4年後の目指す姿」と「計画期間の方向性」を転記しています。

4年後の目指す姿	区と地域の関係機関等が緊密に連携することで、総合的な相談・支援体制が切れ目なく強固なものとなり、子どもの最善の利益が守られている。
計画期間の方向性	<p>○予防的支援と対応力の強化 児童虐待を未然に防止するため、子どもと家庭に対する包括的な支援体制を構築し、関係機関と緊密に連携することで、孤立化しがちな子育て家庭を早期発見し、より早い段階から予防的支援につなげます。</p> <p>○専門的な相談支援の充実 子どもと家庭に関する相談の中でも、緊急かつ高度なものや、ハイリスクなものに対し、適切な評価を行い、子どもと家庭が抱える困難に寄り添いながら、その課題解決に向けて専門性を活かした支援を行います。また、相談員の計画的な研修受講等により、相談対応力や虐待対応技術力の向上に努め、切れ目ない支援体制を構築します。</p>

事業費（令和6年度） 上段：実績 下段：当初予算

1 どのような事業で何をしたか（実績） 戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなったか」を記しています。

事業番号	事業名称	所管課	事業の持つ役割	事業費(千円)						
5	乳児家庭全戸訪問事業	保健サービスセンター	乳児の健康を守り、虐待の発生を予防する。	8,695千円						
	主な取組実績			単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 訪問指導実施率	%	83.0	91.2	94.2					
	② 心理相談延べ人数	人	31	39	34					
	③ 訪問指導員研修会	回	2	2	2					
R5(2023)	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことや、出産応援ギフトの配付などが影響していることで訪問依頼数が増加し、これに伴い訪問指導件数も増加しました。専門員が訪問することで子育て困難感を抱える家庭への支援を行いました。									
R6(2024)	訪問に際し出産応援ギフトの配付があるということが広く知り得ることとなり、訪問指導の件数も増加しました。訪問先では、助産師等の専門相談員が育児に関する適切な助言や情報提供を行いました。									
7	乳幼児家庭支援保健事業	保健サービスセンター	子育て家庭の育児不安やストレスを軽減し、虐待の発生を予防する。	4,801千円						
	主な取組実績			単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 4か月児健診 虐待予防スクリーニングにおける要支援者数	人	21	12	16					
	② 親グループワーク参加者数	組	115	96	97					
③ 子どもグループワーク参加者数	組	210	273	219						
R5(2023)	親同士の交流が深まることで支えあえる関係を築き、育児不安の軽減を図ることができました。									
18	子ども家庭相談事業	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関する総合的な相談の実施や保育所等への巡回等により、支援が必要な家庭を適切な支援につなげ、児童虐待を未然に防止する。	26,271千円						
	主な取組実績			単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 総合相談事業（相談員の行動回数） （内数：児童虐待に関する相談員の行動回数）	回	36,690	37,914	35,326					
	② 子ども応援サポート室巡回相談	回	93	203	212					
③ 子ども応援サポート室相談受理	件	33	88	85						

59	児童虐待防止対策事業	子ども家庭支援センター	児童虐待を未然に防止するため、地域の支援ネットワークを構築する。						5,589千円 (10,335千円)
	主な取組実績		単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
	① 要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携会議		回	91	141	141			
② 家庭支援ヘルパー派遣回数		回	251	413	304				
60	文京区児童相談所運営	児童相談所	複雑かつ専門性が求められる児童相談に対し迅速で切れ目のない支援を行う。						1,432,490千円 (1,513,495千円)
	主な取組実績								
	R5(2023)	<p>区児童相談所開設に向け、「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を踏まえた専門職の配置人数を確保するため、児童相談所等の勤務経験のある職員等の採用を進めました。また、一時保護所を含む児童相談所に求められる専門的な児童相談支援のスキルを習得し、現場対応力の向上と、本区の地域特性に応じた総合的な相談・支援体制の構築に資するため、他自治体の児童相談所等に職員を派遣し、区児童相談所の開設に向けた人材育成に取組みました。</p> <p>なお、区児童相談所の施設整備については、関係部署との丁寧な連絡調整を図りながら、工程通りに進捗しています。</p>							
R6(2024)	<p>「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を踏まえた、組織改正及び人材確保を行いました。さらに実務を適切に実施していくための組織体制を整備し、児童相談所等の勤務経験のある任期付職員を採用するなど、他自治体で実践的なスキルを身に付けた職員が合流することにより、計画上の内容を一層充実させた職員体制を整えました。</p> <p>新たな施設の引渡しを受け、必要な什器類の用意を行い、保護者が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、職員が執務する事務室には「同時接続会議システム」を導入するなど、DX推進に資する機能的な職場環境を整備しました。</p> <p>開設にあたり、必要な条例の制定等を行ったほか、区内外の関係機関に対し、施設の内覧を実施し、理解を深めるとともに、区民に対して区報特集号や区ホームページにて周知を図りました。</p>								

●特記事項（実績の補足）

巡回相談事業については、できるだけ多くの保育園、児童館等を訪問し、支援が必要な家庭の早期発見に努めました。また、心配な家庭や子どもへの対応について相談を希望する保育園、児童館等には、子ども家庭支援センター心理職が訪問し、助言等を行いました。

子どもの最善の利益を守るため、令和8年3月の「(仮称)こどもの権利に関する条例」の制定に向けて、子ども本人を含む区民等から広く意見を聴取し、条例素案を作成するなど検討を進めました。

2 社会ではどのような動きがあったか（社会環境等の変化）

人口の増減や、国や都の動きなど、主要課題の背景に関して「何があったか」「今後予想される」等の社会の変化を捉えています。

チェック	チェック項目
有	主要課題に関連する法改正があった（今後、法改正がある）
無	主要課題に影響を及ぼす変化等があった（今後、変化等の可能性がある）

児童福祉法の改正により、令和7年6月から児童相談所における一時保護に係る司法審査が導入されます。また、7年10月から、児童相談所の一時保護施設における子どもの意見表明等支援事業を開始します。さらに、児童相談所が関わる社会的養護経験者（ケアラー）の方への支援の充実が求められています。

3 成果や課題は何か（点検・分析）

1と2に基づき、計画期間の方向性ごとに「課題解決にどのような成果があったか」「成果が出ない要因は何か」「新たな課題が生じてないか」などを点検・分析します。

○予防的支援と対応力の強化

児童相談所開設にあわせて、地域における関係機関との連携による支援の向上を図るため、要保護児童対策地域協議会において児童虐待防止マニュアルをよりわかりやすく全面改定しました。

児童福祉法に定められる「子ども家庭センター」の機能整備に当たり、児童福祉と母子保健がこれまで以上に連携し一体的な支援として取り組むための検討・協議を行いました。今後は、合同ケース会議の実施やサポートプランの作成を通じて、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を一体的に実施していく必要があります。学校や家庭環境に課題を抱える子どもにとって安心して過ごすことのできる場の確保が必要とされています。

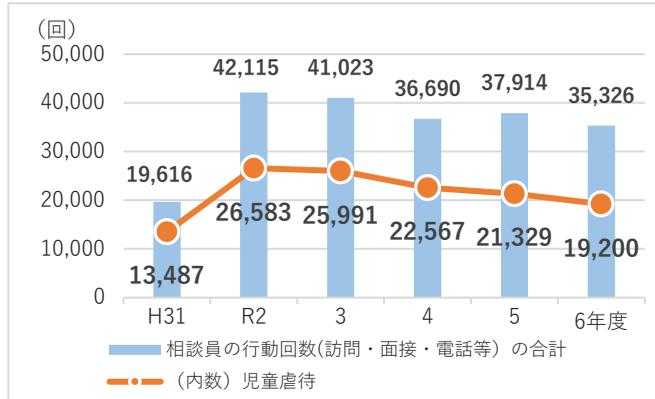
○専門的な相談支援の充実

様々な児童相談所での勤務経験を持つ児童相談所職員がその知識経験を活かし、区内外の関係機関と緊密な連携を図りながら、一層複雑化する課題を抱える子育て家庭に対し、事態が重篤化する前に、迅速で専門性の高い支援を展開していきます。その中で、職員の育成を丁寧に図り、職員の士気やモチベーションを高めることで、本区にふさわしい児童相談所を構築していく必要があります。

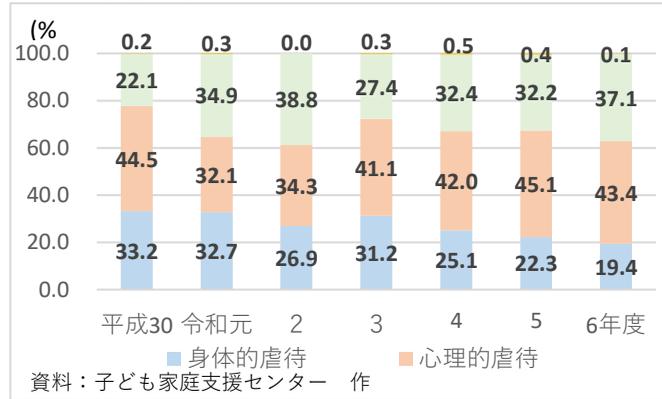
区児童相談所の業務が開始されると同時期に、児童福祉法改正に係る児童相談所としての対応等が必要となるため、適時にシミュレーションを行い、関係機関と綿密な情報共有を図りながら、新たな事業を適切に実施します。事業を実施する中で、把握できた課題について抽出し、解決に向けた方策を検討する必要があります。

また、児童相談所と関わりのあった社会的養護経験者（ケアリーバー）を含む若者世代への支援や、児童相談所の運営をバックアップする機能を受け持つ組織体制について検討する必要があります。

●子ども家庭支援センターにおける総合相談事業の実績



●児童虐待内容別状況



【SDGsの視点】

	<p>巡回相談の強化や関係機関との緊密な連携により、支援が必要な家庭を早期に発見し、適切に支援につなげるなど、虐待の未然防止に努めました。</p>
	<p>児童相談所を開設することにより、子育て家庭が抱える課題が一層複雑化する中で、事態が重篤化する前に、基礎自治体である利点を最大限に活かしながら、高度で専門性の高い支援を展開する支援体制を整備しました。</p>
	<p>子どもの最善の利益を守る法律専門相談や養育費確保支援事業等の実施により、適切な養育環境の確保に努めました。</p>
	<p>児童相談所の設置に伴い、関係機関の連携を更に強化し、地域の支援力の向上を図るため、要保護児童対策地域協議会において、関係機関向けの児童虐待防止マニュアルをわかりやすく全面改定しました。</p>

4 今後どのように進めていくか（展開）

3を踏まえ、「何の対応が必要か」「何をどのようにしていくか」など、今後の戦略としての進め方を記しています。

各種相談事業等を通して、子どもと家庭が抱える困難に寄り添い、要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携しながら、支援を行う必要があります。特に「子ども家庭センター」機能において、児童福祉部門と母子保健部門との連携による児童虐待防止に向けた予防的支援の強化を図り、妊産期からの切れ目ない相談支援を一体的に行っていきます。

あわせて、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問することで、発育や栄養状態、生活環境を確認し、育児に必要な事項の指導・助言を続けてまいります。支援が必要な家庭を早期に把握し、適切なサービスの利用に結び付けます。

困難を抱える子どもの状況を早期に把握し、小学生から高校生年代まで切れ目のない支援を行うとともに、生活習慣の形成支援や学習サポートなど包括的な支援を行うための居場所づくりについて検討します。

区児童相談所においては、専門的な相談支援をより身近に受けられる機関として、関係機関と適切な連携を図りながら、高度で迅速な対応が求められる各業務について、着実に実施していくことが必要です。

また、困難度の高いソーシャルワークを展開する職員の心理的安全性や士気を高めるため、「支援者支援」の取組を組織的に位置づけながら、相談対応力や児童虐待対応力の一層の向上に努めます。

さらに、社会的養護や里親事業の一層の推進に係る窓口として、広報活動を積極的に展開し、周知啓発のさらなる強化を図ります。

子どもの最善の利益を守るため、令和8年3月の「(仮称) こどもの権利に関する条例」の制定に向けて、子ども本人を含む区民等から広く意見を聴取しながら、検討を進めるとともに、こどもの権利の周知啓発に努めます。